

# きららの会の会則

## 名称

この会はきららの会という。

## 事務局

この会の事務局を山口県手をつなぐ育成会事務局内に置く。

## 目的

この会は、知的障害をもつ仲間たちが、楽しく仲良く積極的に社会での活動や話し合いを行うことを目的とする。

## 活動内容

この会は次のような活動を行う。

・宿泊訓練(リーダー養成研修)

・手をつなぐ育成会山口県大会

・レクリエーション

・奉仕活動

・勉強会

## 会員資格

会員資格は2年以上のリーダー養成研修受講者とする。

## 会費

会費は年間1,200円とする。

## 役員

役員は会長1名、副会長1~2名、事務局長1名、広報委員4名以上、書記2名、

サブ役員2名以上とし、総会で選出する。(但し、兼務しても構わない。)

・任期は2年(4月1日から3月31日まで)とする。

・役員の再任は妨げない。

## 会長・副会長の職務

・会長は、この会を代表し会務を一つにまとめる。

・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

## 補足

この会則は、総会出席会員の3分の2以上の賛成で変えることができる。

## 細則

きららの会役員会出席の場合の交通費は、きららの会で支給する。

## 付則

この会則は平成14年6月16日から施工する。

この会則は平成16年4月4日から施工する。

この会則は平成18年4月16日から施工する。

この会則は平成21年4月19日から施工する。

この会則は平成22年4月18日から施工する。

この会則は平成24年4月15日から施工する。

この会則は平成25年4月14日から施工する。

この会則は平成26年4月20日から施工する。

この会則は平成29年4月23日から施工する。